

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年4月13日(2006.4.13)

【公表番号】特表2005-518435(P2005-518435A)

【公表日】平成17年6月23日(2005.6.23)

【年通号数】公開・登録公報2005-024

【出願番号】特願2003-570840(P2003-570840)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/136	(2006.01)
A 6 1 K	9/06	(2006.01)
A 6 1 K	9/20	(2006.01)
A 6 1 K	31/10	(2006.01)
A 6 1 K	31/137	(2006.01)
A 6 1 K	31/155	(2006.01)
A 6 1 K	31/192	(2006.01)
A 6 1 K	31/4402	(2006.01)
A 6 1 K	31/4425	(2006.01)
A 6 1 K	31/4741	(2006.01)
A 6 1 K	31/485	(2006.01)
A 6 1 K	31/704	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	47/04	(2006.01)
A 6 1 K	47/10	(2006.01)
A 6 1 K	47/34	(2006.01)
A 6 1 P	25/04	(2006.01)
A 6 1 K	38/46	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/136
A 6 1 K	9/06
A 6 1 K	9/20
A 6 1 K	31/10
A 6 1 K	31/137
A 6 1 K	31/155
A 6 1 K	31/192
A 6 1 K	31/4402
A 6 1 K	31/4425
A 6 1 K	31/4741
A 6 1 K	31/485
A 6 1 K	31/704
A 6 1 K	45/00
A 6 1 K	47/04
A 6 1 K	47/10
A 6 1 K	47/34
A 6 1 P	25/04
A 6 1 K	37/54

【手続補正書】

【提出日】平成18年2月24日(2006.2.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

口腔及び/又は咽頭腔における疼痛の治療用医薬組成物を製造するための、アンブロキソール又は薬理学的に許容され得るそれらの塩の一つの使用であって、その疼痛が、急性咽頭炎、アフタ、歯肉炎、歯周疾患、補綴により生じる圧痛点、口咽頭処置後の疼痛、口腔及び咽頭腔における粘膜上の病変及び口腔及び咽頭腔における単純ヘルペスから選ばれる、上記使用。

【請求項 2】

アンブロキソール又は薬理学的に許容され得るそれらの塩の一つ及び、防腐剤、ビタミン、コルチコイド、消炎剤、抗生物質、抗菌剤及びタンパク分解酵素から選ばれる一つ又はそれより多い有効成分を含む、医薬組成物。

【請求項 3】

アンブロキソール又は薬理学的に許容され得るそれらの塩の一つ及び、塩酸リゾチーム、グリチルリチン酸二カリウム、グリチルリチン酸アンモニウム、塩化セチルピリジニウム、マレイン酸クロルフェニラミン、ノスカピン、塩化デクアリニウム、デキストロメトルファン、フェノールフタリネート、グアヤコールスルホン酸カリウム、dl-塩酸メチルエフェドリン、塩酸クロルヘキシジン及びクレゾールスルホン酸カリウムからなる群より選ばれる一つ又はそれより多い有効成分を含む医薬組成物。

【請求項 4】

アンブロキソール、プロムヘキシンまたは薬理学的に許容され得るそれらの塩及びそれらの医薬賦形剤からなる医薬組成物。

【請求項 5】

単回投与量がアンブロキソール15～50mgを含む、請求項2～4のいずれか1項に記載の医薬組成物。

【請求項 6】

請求項2～4のいずれか1項に記載の組成物の、固形の、なめることが可能か又はゆっくりと溶解する製剤。

【請求項 7】

ゲルの形態にある、請求項2～5のいずれか1項に記載の医薬組成物の半固体製剤。

【請求項 8】

口腔及び/又は咽頭腔における疼痛の治療用薬剤を製造するための、請求項2～5のいずれか1項に記載の医薬組成物の使用であって、その疼痛が、急性咽頭炎、アフタ、歯肉炎、歯周疾患、補綴により生じる圧痛点、口咽頭処置後の疼痛、口腔及び咽頭腔における粘膜上の病変及び口腔及び咽頭腔における単純ヘルペスから選ばれる、上記使用。

【請求項 9】

塩酸アンブロキソール、矯味矯臭剤、滑沢剤、マトリックス材料、甘味剤及びポリエチレングリコールからなる医薬組成物の、口腔及び/又は咽頭腔における疼痛の治療用薬剤を製造するための使用であって、その疼痛が、急性咽頭炎、アフタ、歯肉炎、歯周疾患、補綴により生じる圧痛点、口咽頭処置後の疼痛、口腔及び咽頭腔における粘膜上の病変及び口腔及び咽頭腔における単純ヘルペスから選ばれる、上記使用。

【請求項 10】

マトリックス材料として糖アルコールをベースとした、アンブロキソールを含有する、なめることが可能な錠剤の、口腔及び/又は咽頭腔における疼痛の治療のための使用であって、その錠剤が医薬的に許容され得る積層シリケート及びポリエチレングリコールを、所望により他の医薬賦形剤、矯味又は矯味矯臭剤と一緒に含むことを特徴とし、疼痛が、急性咽頭炎、アフタ、歯肉炎、歯周疾患、補綴により生じる圧痛点、口咽頭処置後の疼痛

、口腔及び咽頭腔における粘膜上の病変及び口腔及び咽頭腔における単純ヘルペスから選ばれる、上記使用。

【請求項 1 1】

疼痛軽減効果が、投与後、少なくとも3時間持続する医薬組成物を製造するための、請求項1に記載のアンブロキソールの使用。

【請求項 1 2】

疼痛軽減効果が、投与後少なくとも3時間持続する医薬組成物を製造するための、請求項2～5のいずれか1項に記載の医薬組成物の使用。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 9】

特に好ましい医薬組成物は、単回投与量がアンブロキソール15～50mg、好ましくはアンブロキソール20mgを含むものである。

さらに、本発明は、固形の、なめることが可能か又はゆっくりと溶解する形態の医薬組成物であって、アンブロキソール及び、防腐剤、ビタミン、コルチコイド、抗炎症剤、抗生素質、抗菌剤及びタンパク分解酵素から選ばれる一つ又はそれより多い有効成分を含む、上記組成物に関する。